



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

資料 1

# 高等学校等就学支援金等について

初等中等教育局修学支援・教材課

# 高等学校等就学支援金等

令和4年度予算額（案） 4,142億円  
（前年度予算額） 4,169億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,114 億円  
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円  
高等学校等就学支援金事務費交付金 28 億円



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



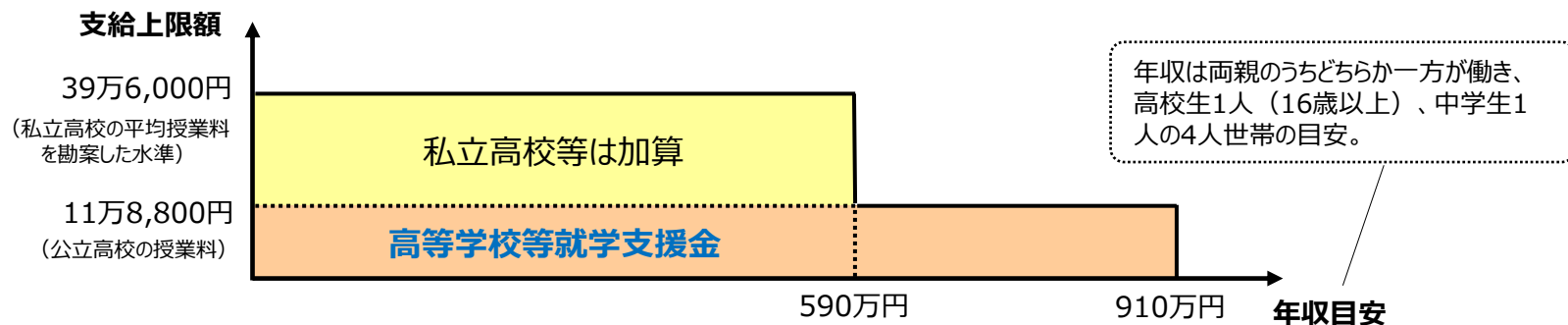
## 目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和4年度予算案：早生まれの高校生等に係る判定基準を改善

※ 扶養控除の適用時期の関係で、早生まれ（1～3月生まれ）の生徒等の判定が不利になる場合があるため



※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円  
※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

## 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 支援割合

国 10/10

# 高等学校等就学支援金等における早生まれの取り扱いの変更について

○早生まれの生徒等について、扶養控除※の適用が同学年の生徒等に比べて1年遅くなるため、就学支援金の判定に差が生じ得る。

※扶養控除（個人住民税）33万円（12月31日時点で16～18歳の扶養親族がいる者に適用）

➡ 令和4年7月分の支給から、支給対象となる生徒等本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒等よりも1年遅くなる場合※は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額相当額から33万円を減じることとする。

※事務負担等を考慮して、兄弟姉妹が早生まれの場合や、特定扶養控除の場合の調整までは行わない。

## 【見直しの概要】

### ◆ 判定基準額（早生まれの生徒等の場合）

$$\text{算定基準額} = (\text{課税標準額} - \text{33万円}) \times 6\% - \text{調整控除額}$$

※扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる者（保護者等が当該早生まれの生徒等を自己の扶養親族とする場合）に限る。

例）令和4年7月分～令和5年6月分の判定においては、平成18年1月2日～4月1日生まれの者が該当

### ◆ 就学支援金事務処理システム（e-Shien）における対応

生徒等本人の生年月日情報を基に、該当者について課税標準額相当額から33万円を減じて算定するようシステムを改修（独自のシステムを運用している都道府県はシステム改修が必要となる場合があると想定）

### ◆ 今後のスケジュール

令和4年6月までに必要な制度改正及びe-Shienの改修を実施

令和4年7月分から判定方法を見直し

※高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援、専攻科の生徒への支援）については、早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から特定扶養控除と扶養控除の差に相当する12万円を減じることとする。

# 高等学校等就学支援金における家計急変世帯への支援に向けたスケジュール (R3.12時点)



文部科学省

## <事業概要>

令和5年度から高等学校等就学支援金制度に家計急変世帯への支援の仕組みを創設する。

R3年度

R4年度

R5年度～

## 高等学校等就学支援金

- 都道府県との調整と制度設計
- システム改修（国）

### <独自システム利用の場合>

- システム仕様の周知
- システム改修経費（都道府県）のR4年度予算要求

- 制度設計の確定と法令改正
- システム改修（国）

### <独自システム利用の場合>

- システム改修（都道府県）

高等学校等就学支援金において家計急変世帯への支援を実施

統合

公立高校等の授業料減免補助（高等学校等修学支援事業費補助金）  
授業料減免への補助

私立小中・高校等の授業料減免補助（私立高等学校等経常費助成費等補助金）  
授業料減免した学校に対する都道府県助成への補助

私立小中学校等の家計急変世帯への支援

# 高等学校等就学支援金における家計急変世帯への支援について（案）

## 【概要】

○令和5年度から高等学校等就学支援金制度内に家計急変世帯への支援の仕組みを創設する。（補助率：国10/10）

## 【対象者】

○保護者の事故・病気、失職、災害等やむを得ない事由が生じた者のうち、家計その他の要件を満たす者

※失職について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

## 【所得基準】

○家計急変後3か月の収入を1年間の収入に換算した場合の世帯年収が590万円未満（通常の就学支援金算定基準額に準じた額が154,500円未満）。

○支援開始後、1月に直近3か月（10～12月）の収入状況に基づき再判定を行う。

○支援開始後、次の7月に通常の就学支援金の所得判定を行う。

① 加算要件（年収590万円未満）を満たせば、通常の就学支援金に移行。

② ①に該当しない場合、直近3か月（4～6月）の収入が年収590万円未満相当であれば、引き続き家計急変支援。

## 【支給上限額】

○就学支援金における年収590万円未満世帯の支給上限額

・公立高校等：月額 9,900円

・私立高校等：月額 33,000円（通常の就学支援金の基準額を受給している者：月額 23,100円）

## 【支給手続】

○通常の申請書類とあわせて、家計急変事由に関する証明書類（雇用保険受給資格者証等）及び急変後の収入に関する証明書類（給与明細書、帳簿等）を学校を通じて支給権者へ提出する。

○家計急変世帯への支援についても、原則としてオンラインのみで手続きが完結するようにe-Shienを改修する予定。

## 【今後のスケジュール】

R4.8末 令和5年度概算要求に計上（予定）

R5.3 政省令改正（予定）

R5.4 制度開始（予定）

※このほか、制度の詳細が決まり次第、その都度情報提供予定。

# 高等学校等就学支援金事務処理システムのアプリ改修について【概要】(R4.1時点)

高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shien）について、事務手続の簡素化等を目的として、アプリケーションの改修を実施。主な改修内容は以下のとおり。

## マイナンバー事務手続の見直し（R4.4実施）

- ◆ 自己情報取得APIの活用
  - ・マイナポータルと連携し、申請者が保護者等の税情報を取得して申請画面に自動転記する機能を追加
  - ・券面情報の読み取りによる本人確認を実施
- ◆ 申請画面へのマイナンバー入力
  - ・マイナンバーカードを保有していない場合を想定し、申請画面にマイナンバーを直接入力する欄を追加
  - ・生徒本人のマイナンバーで申請する場合は、本人確認書類を画像添付
- ◆ オンライン手続の拡大
  - ・支給再開申出のオンライン化
  - ・継続意向確認、収入状況届出のオンライン化
  - ・審査完了等のお知らせを行うメール送信機能を追加



### <効果>

- ⇒ 支給権者における情報照会が一部不要となり、審査が早期化
- ⇒ マイナンバーカードの写し等の提出・管理が原則不要
- ⇒ 紙の申請書が原則不要となり、オンラインで手続可能

## 生活保護関係情報等の取得対応（R4.6実施）

- ◆ 生活保護関係情報の取得
  - ・生活保護関係情報を新たに情報照会の対象に追加
- ◆ 総所得金額等・16歳未満扶養者数の取得
  - ・地方税情報の照会項目に当該内容を追加

### <効果>

- ⇒ 生活保護受給証明書が提出不要
- ⇒ 地方税法附則第3条の3第4項に該当する者の自動判定が可能

## 家計急変世帯への支援対応（R5.4実施）

- ◆ 就学支援金制度における家計急変対応
  - ・家計急変による就学支援金の申請画面を追加し、必要書類の画像添付を含めたオンライン申請に対応
  - ・家計急変対象者をフラグにより管理

### <効果>

- ⇒ 家計急変支援の申請・審査のオンライン化
- ⇒ 家計急変状態が解消し、税情報による審査に移行する場合も、e-Shienで一括管理

※上記改修のほか、成年年齢引下げ対応（R4.4）、早生まれ対応（R4.7）、e-Shien基盤更改（R5.4）等を別途実施予定





# マイナンバー事務手続の見直し（自己情報取得APIの活用）について（R4.1時点）

マイナポータルと連携し、申請者が保護者等の税情報を取得して申請画面に自動転記する機能を追加。  
 別人の個人番号カードの使用を防止するため、券面情報の読み取りによる本人確認を実施する。画面イメージは以下のとおり。

### 1 状況提出方法 必須

個人番号カードを使用して課税情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

保護者等情報の入力画面に、保護者毎に収入状況提出方法を選択する項目を追加（保護者等が1名の場合は、1名分のみ表示）

「個人番号カードを使用して課税情報を提出する」を選択した場合、②以降へ

「個人番号を入力する」を選択した場合、入力欄を表示

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号

### 2

保護者等情報（1人目）		保護者等情報（2人目）	
姓<漢字>	文科	姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎	名<漢字>	太郎
課税所得額（課税標準額）		課税所得額（課税標準額）	
市町村民税調整控除額		市町村民税調整控除額	
所得割額<道府県民税>		所得割額<道府県民税>	
所得割額<市町村民税>		所得割額<市町村民税>	
市町村民税均等割額		市町村民税均等割額	
配偶者控除等		配偶者控除等	
本人該当区分		本人該当区分	

マイナポータルから自己情報取得する

事前チェック完了後、「マイナポータルから自己情報を取得する」ボタンが活性化

### 3

マイナポータル

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の数字）を入力してください。

パスワードを表示する。

遷移先のマイナポータルにおいて、自己情報提供への同意を確認する画面を表示

課税情報取得中です。しばらくお待ちください。

### 4

保護者等情報（1人目）		保護者等情報（2人目）	
姓<漢字>	文科	姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎	名<漢字>	太郎
課税所得額（課税標準額）	21,890,000円	課税所得額（課税標準額）	21,890,000円
市町村民税調整控除額	1,237,000円	市町村民税調整控除額	1,237,000円
所得割額<道府県民税>	21,890,000円	所得割額<道府県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円	所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円	市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-	配偶者控除等	-
本人該当区分		本人該当区分	

取得結果が自動転記された画面に遷移し、①で「個人番号カードを使用して課税情報を提出する」を選択した全員分の取得が完了後、申請提出

取得に失敗した場合は、エラーメッセージを表示（内容は一例）

マイナポータルから自己情報が取得できませんでした。マイナンバーカードを使用して自己情報を取得するボタンで、再度取得操作を行ってください。



# マイナンバー事務手続の見直し（オンライン手続の拡大）について（R4.1時点）

継続時にシステム外で保護者の変更状況等を確認する必要がないよう、オンラインによる確認機能（継続意向登録）を追加。そのほか、オンラインでの支給再開申出にも対応する。申請者向けの画面イメージは以下のとおり。

## ポータル画面

1件

2021年08月11日 システムメンテナンスのため、下記の日時にシステムを停止いたします。  
【システムメンテナンス日時】 2021年8月27日（金） 10:00～22:00（予定）

### 新規申請

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

### 継続届出

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況申出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

### 変更手続

就学支援金の申請内容を変更するための手続きはこちらです。

申請名	申請説明
保護者等情報変更届出	高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。
支給再開申出	高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

### 認定状況

## 支給再開申出

現在の保護者等情報変更届出と同様、オンラインによる支給再開申出が可能（引き続き学校による代替手続も可能）

## 継続意向登録画面

### 継続意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

- 現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

？ 支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。

- 受給権を放棄します。

？ 資格消滅通知が送付されます。

### 保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)はありますか。 **必須**

- あります。

#### 保護者等情報変更届出へ遷移

？ 以下のいずれかに該当する場合は、保護者等の変動（追加・削除）が生じる場合、保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情報を変更する場合、過去の申請内容は、ポータル画面の「認定状況」の詳細から確認してください。

- ありません。

#### 収入状況届出へ遷移

（個人番号を提出済の場合は、遷移せず登録完了）

？ 保護者等の変動（追加・削除）、課税地、収入状況提出方法等のいずれも変更がない場合は、電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合、こちらを選択してください。

※引き続き、システム外で状況を確認し、学校で一括登録することも可能  
※直近の申請で自己情報取得APIにより提出した場合は、次の画面で自己情報を取得して提出（自動的に、収入状況届出／保護者等情報変更届出として提出される）

# マイナンバー事務手続の見直しに関するQ&A（1/2）（R4.1時点）

## 共通事項

### Q1:周知用リーフレット等の作成予定はあるか。

申請者向けに、本改修後のオンライン申請の手続を案内するリーフレットを作成し、R4.2月上旬に各都道府県にデータを配付する予定です。また、申請者向けのQ&Aを新たに作成するとともに、現在youtubeで公開しているオンライン申請用の動画も、改修後の内容に更新予定です。

### Q2:リリース時期、業務マニュアルの改訂時期はいつ頃か。

R4.3.25(金)のリリースを予定しています。また、申請者向けマニュアルはR4.1月下旬に、学校・支給権者向けマニュアルはR4.3月上旬に事前送付する予定です。なお、リリース前に現行の仕様でR4年度分のオンライン申請を行うことは可能です。

## 自己情報取得API関係

### Q1:「個人番号カード事前チェック」とはどのような機能か。

個人番号カードをスマートフォン等にかざし、パスワードを入力すると、券面に記録された住所、氏名、生年月日、性別を読み取ります。読み取った生年月日とe-Shienに入力された生年月日とを突合し、不一致の場合にエラーを表示する機能です。

### Q2:自己情報を取得する年度はどのように指定するか。

申請者が日付（申請日／届出日／申出日）を指定し、その情報から該当する年度を自動で設定し、該当年度の情報を取得します。

### Q3:生活保護関係情報も取得できるようになるか。

R4.6月に実施する生活保護関係情報等の取得対応により、自己情報取得APIにおいても生活扶助の有無を取得できるようにする予定です。

### Q4:自己情報取得APIにより提出された税情報の流用は可能か。

支給権者が情報照会により取得した税情報等ではなく、申請者が自己情報取得APIの活用により取得・提出した税情報等については、本人の同意を取った上であれば、その他の修学支援事業に転用することが可能です。

### Q5:どのような場合に税情報が取得できないか。

取得年度の税情報が未確定の場合や、マイナポータルへのアクセスが集中して応答に時間がかかる場合、個人番号カード自体に不具合がある場合等が想定されます。取得できない場合は、エラーメッセージとして、原因ごとの対処方法を画面上に表示します。

### Q6:翌年7月の所得確認はどのように行うか。

支給権者に個人番号情報を提出しないため、支給権者において情報照会を行うことはできません。申請者からの継続届出として、システム上で最新の税情報を取得していただく必要があります。

### Q7:情報は即時に取得できるか。

平日日中帯で、10～20秒程度で取得可能です。なお、自治体中間サーバが24時間稼働する仕様となったことにより、基本的に24時間いつでも情報照会が可能です。

### Q8:提出後に不備が発覚した場合はどう対応するか。

申請者に差し戻す機能を新設するため、申請を差し戻して、自己情報を再取得するか、その他の収入状況提出方法に変更するよう案内をお願いします。なお、配偶者控除等による補完処理後も情報が一部nullである場合など、必要な情報が揃っていない状態では、学校に提出できないよう制限します。

## マイナンバー入力関係

### Q1:本人確認はどのように行うか。

①保護者等の個人番号を提出する場合は、申請者である生徒が本人確認を行い申請します。②生徒の個人番号を提出する場合は、学校等が本人確認を行います。①②とも現行の取扱いから変更はありませんが、②の場合も申請画面に個人番号カード等の本人確認画像が添付可能となります。

### Q3:支給権者で入力されたマイナンバーを確認する必要はないか。

Q1の本人確認において、番号確認も完了したものと整理されます。システム上でチェックディジット機能は設けますが、各都道府県の判断により支給権者としても確認を行う場合は、団体内統合宛名システムから住基ネット接続サーバに接続し、生年月日を突合する方法等が考えられます。

### Q5:LGWANに接続した端末でマイナンバーを扱うことに問題はないか。

インターネット・LGWAN接続系のデータベースにマイナンバー情報を一時的に保持することについては、取扱い問題ないことを確認しております。また、関連する情報として、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和2年12月版) ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000727474.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000727474.pdf))」においても、「国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先については、LGWAN-ASPを経由してマイナンバー利用事務系にデータの取り込みを可能とする。」との記載がありますので、ご参照ください。ただし、各都道府県における規程等との関係については、別途ご確認をお願いします。

### Q2:学校担当者も入力された個人番号を閲覧・修正できるか。

学校・学校管理団体・支給権者のいずれも、個人番号取扱権限を付与したユーザのみ閲覧・修正を可能とします。初期状態では権限が付与されないため、支給権者において対象ユーザの設定を「権限有」に変更する必要があります。

### Q4:マイナンバーはどの時点でe-Shienから削除されるか。

「審査完了」操作時に、e-Shien上の個人番号及び本人確認画像を自動で削除します。本人確認画像は、確認を行った段階で手動により削除することも可能です。なお、システム外に出力したCSVファイルや統合宛名システム内の情報は自動削除の対象とならないため、適切な取扱いをお願いします。

## 手続のオンライン化関係

### Q1:メール送信機能により何が可能となるか。

①支給継続に係る手続(収入状況届出等)の受付開始、②各申請届出の審査完了の2つのお知らせをシステムから自動送信することを目的とします。どちらもe-Shienへのログインを促す内容とし、メールアドレスの誤入力等があった場合に備え、メール本文には審査結果等の個人情報を記載しません。

### Q3:現行の認定通知等は廃止されるか。

R4.4月時点では、申請者がe-Shien上で確認できない情報があるため、当面の間は、引き続き現行の認定通知等も発出をお願いします。R4年度以降、通知に必要な情報がe-Shien上で確認できるよう、申請者の画面に表示する項目を拡充する追加改修を行う予定です。

### Q2:メールはどのような手順で送信されるか。

任意でメールアドレスの登録を可能とし、Q1の①は支給権者による「収入状況届出提出依頼一括登録」操作時、②は各学校による「通知確認」操作時に専用アドレスから自動送信します。①では個人番号を提出済の方、②では代替申請を行った方を、それぞれ送信の対象外とします。

### Q4:メールの送信状況を把握できるか。

各学校において、メールの送信状況を一覧で確認することが可能です。なお、R4年度以降、申請者がe-Shienにログインして結果を閲覧した際に、自動で「審査結果確認済」として記録し、申請情報一覧画面から、確認記録による検索が可能となるよう、追加改修を予定しています。

# 生活保護関係情報等の取得対応について（R4.1時点）

番号法及び主務省令の改正、データ標準レイアウトの改版に伴い、地方税法第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により市町村民税の所得割を課することができない者について、システム上の自動判定を可能とする。

## 生活保護関係情報の取得対応 ※地方税法第295条第1項第1号

### <現行>

- **生活保護受給証明書を紙で提出**させ、生活扶助の受給を確認
- 受給が確認できる場合、算定基準額が0円となるよう**手入力**し、判定

### <改修後（R4.7月分以降）>

- **自己情報取得API**又は**マイナンバーによる情報照会**により、生活扶助の受給に関する情報を取得
- 受給が確認できる場合、算定基準額を0円として**自動判定**

## 住民税非課税者の自動判定対応 ※地方税法第295条第1項第2号、地方税法附則第3条の3第4項

### <現行>

- 課税所得額や市町村民税調整控除額の実際の金額にかかわらず、市町村民税所得割額が0円の場合に算定基準額を**0円とみなして判定**
- 上記判定は、**令和5年6月支給分**までの取扱いとして事務処理要領に規定

### <改修後（R4.7月分以降）>

- 自己情報取得API又はマイナンバーによる情報照会により取得する項目を追加
- e-Shienへの税額取込時に、以下の要件①②のいずれかに該当する場合、算定基準額を0円として**自動判定**
  - ①：総所得金額等と扶養親族の数が、以下の要件を満たす
    - 【同一生計配偶者及び扶養親族を有する場合】  
総所得金額等 < 35万円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の数 + 1) + 32万円 + 10万円
    - 【同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合】  
総所得金額等 < 35万円 + 10万円
  - ②：合計所得金額と本人該当区分が、以下の要件を満たす
    - ・合計所得金額 < 125万円 + 10万円 かつ
    - ・本人該当区分が「障害者」、「未成年者」、「寡婦」、「ひとり親」のいずれかに該当
- **R5.6月分**までは、市町村民税所得割額が0円の場合に算定基準額を0円とみなす判定も**継続**し、上記の住民税非課税者の自動判定と並行して行う

※データ標準レイアウト改版後、令和4年6月中旬～令和4年7月末日までは試行運用期間となることから、この間に情報照会を行う場合は、引き続き生活保護受給証明書の提出も求めるなど、正しく情報が取得できていることを確認した上で事務を行う必要がある。

# 生活保護関係情報等の取得対応に関するQ&A (R4.1時点)

## 生活保護関係

### Q1:保護者等全員を情報照会の対象とするか。

申請画面において、生活扶助を受けていることを示すチェックボックスを保護者等毎に設けます。照会依頼ファイルを出力する際に、当該チェックが付された保護者等は、生活保護情報照会依頼ファイルが出力される仕様とします。

### Q2:生活保護情報の照会先はどのように指定するか。

Q1でチェックを付けた申請者は、課税地の代わりに「福祉事務所設置自治体」を選択します。基本的に居住地が該当しますが、福祉事務所を設置していない町村の場合や長期入院中の場合など、例外のケースは注意事項として示す予定です。

### Q3:受給情報が得られなかった場合はどのように対応するか。

1/1時点で受給していない場合や、照会先に誤りがある場合などは、税情報と同様にエラー又はnullで返されることが想定されます。この場合は、正しい情報に修正して再照会することや、生活保護受給証明書の提出を求めることが必要です。

### Q4:生業扶助の情報は照会可能か。

就学支援金事務においては、判定に使用する生活扶助の有無のみ照会対象とするため、必要な場合は、独自利用事務において特定個人情報の追加を行ってください。「独自利用事務の情報連携に関する手引 ([https://www.pc.go.jp/files/pdf/dokuji\\_tebiki.pdf](https://www.pc.go.jp/files/pdf/dokuji_tebiki.pdf))」Q3.1-2等もご参照ください。

## 住民税非課税者の自動判定関係

### Q1:リリース時点で審査中の申請は再判定が必要になるか。

リリース時点でR4.7月分以降の申請届出が審査済・審査中の場合も想定されますが、R5.6月支給分までは市町村民税所得割額が0円の場合に算定基準額を0円とみなす判定も継続するため、必ずしも改修後に判定し直す必要はありません。

### Q2:試行運用期間中はどのように確認すればよいか。

非課税者として判定した者について、従来の運用を行った場合と判定結果が変わらないことを確認する必要がありますが、試行運用期間中はe-Shien上で従来の判定（市町村民税所得割額が0円の場合に算定基準額を0円とみなす判定）も継続して行うため、e-Shienを使用する場合、別途の確認は不要です。

### Q3:課税証明書の場合はどのように判定を行うか。

課税標準額が1円以上であっても、非課税対象者であることが明確である場合（※）や、市町村民税所得割額が0円の場合（R5.6月支給分までに限る）は、税額を全て0円として入力する必要があります。なお、課税証明書で判定する場合であっても、基本的には「課税標準額×6%－調整控除額」の算定式で計算するため、全員に対して非課税者かどうかの判断が必要になるわけではありません。

※ 課税証明書や補足様式で「総所得金額等」や「合計所得金額」等の条件を確認し、非課税対象者であるかどうかを判断することが考えられます。



## その他のe-Shien改修について (R4.1時点)

### 成年年齢引下げ対応 (R4.4実施)

- ▶ 以下の条件を満たす場合、提出時に**収入状況確認区分を「主たる生計維持者（1名～5名）」に自動変更**する。また、「自動変更済み」としてフラグを保持し、申請情報一覧画面において検索可能とする。
  - 申請/届出種別が「収入状況届出」である
  - 入学時に未成年である（生年月日、入学日により判断）
  - 収入状況確認区分に「親権者（1名～2名）」又は「未成年後見人（1名～5名）」が登録されている
  - 収入状況届出（7/1）時点で成年に達する（生年月日により判断）
- ▶ 以下の条件を満たす場合、提出時に**エラーメッセージを表示**する。
  - 申請/届出種別が「受給資格認定申請」、「収入状況届出」、「保護者等情報変更届出」、「支給再開申出」のいずれかである
  - 適用開始年月の1日時点で成年に達する（生年月日により判断）
  - 収入状況確認区分に「親権者（1名～2名）」又は「未成年後見人（1名～5名）」が登録されている
  - 適用開始年月が令和4年4月以降である

### 早生まれの取扱い変更 (R4.7実施)

- ▶ 以下の条件を満たす保護者等について、算定式を「算定基準額 = (課税標準額 - **33万円**) × 6% - 調整控除額」に自動変更する。
    - 生徒等本人が早生まれであり、扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる (※1)
    - 16歳未満扶養者数が1名以上である (※2,3)
- ※1 登録された生年月日により判定する。令和4年7月分～令和5年6月分の判定においては、平成18年1月2日～4月1日生まれの者が該当。
- ※2 自己情報取得API又は情報連携で取得した結果により判定する。
- ※3 課税証明書を使用する場合、申請画面に新設する「16歳未満扶養者数\_課税証明書」の項目を選択することで、※2と同様に取り扱う。  
(当該項目は「あり/登録しない」の選択式とし、初期設定は「登録しない」とする。)
- ▶ 上記条件を満たす保護者等が2名以上いる場合は、課税標準額が最も大きい保護者等から33万円を減じる。



# オンライン利用率の引上げに向けた対応（高等学校等就学支援金関係）

## 背景

「経済財政運営と改革の基本方針2020（R2.7.17閣議決定）」及び「規制改革実施計画（R2.7.17閣議決定）」において、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」に取り組む方針が示され、規制改革推進会議デジタル・ガバメントWGにおいて、オンライン利用率引き上げ対象手続として、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等が選定された。

## 基本計画（概要）

規制改革推進会議デジタル・ガバメントWGにおいて示された「オンライン利用率の大胆な引き上げに関する今後の進め方」を踏まえ、文部科学省において、高等学校等就学支援金に関する「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定・公表（R2.12.4）。

### <目標値>

- ・受給資格認定申請 70%（30.2%（R3.10時点））
- ・収入状況届出 100%※（98.2%（R3.10時点））

※ マイナンバーを提出したことにより省略した届出手続の件数を含む。

### <取組期間>

- ・令和5年度末まで

## オンライン利用の推進に係る課題と文部科学省の対応

### <主な課題>

- オンライン申請においても、マイナンバーカードの写し等の書類提出が別途必要であること。
- オンライン申請の利用に係る都道府県・学校の事務負担等があること。

### < e-Shienのアプリケーション改修（R4.4実施予定） >

#### マイナポータルの自己情報取得API機能の活用（申請時に保護者自身で税情報を取得・添付）

- ▶ マイナンバーカードの写し等の書類提出が不要に。
- ▶ 都道府県において、マイナンバーでの情報照会エラー等の対応が不要に。
- ▶ 学校において、就学支援金支給額の推定が可能に。

※ 自己情報取得APIを利用しない場合でも、マイナンバーのオンライン入力機能を整備し、マイナンバーカードの写し等の提出を不要とする予定。

## 都道府県・学校へのお願い

- e-Shienを利用している場合  
⇒ 積極的なオンライン申請の導入・推進に向けた検討
- e-Shienを利用していない（独自に構築したシステムを利用している）場合  
⇒ 独自システムにおけるオンライン申請の導入・推進やe-Shienの利用に向けた検討

# 【事例紹介】高等学校等就学支援金交付金の受入漏れについて

## 事例① 就学支援金担当と国庫金担当間での相互連絡ができておらず、国庫金受入処理を失念したもの

### 【理由・経緯】

国庫金の事務処理において、就学支援金担当者と官庁会計システムを処理を行う国庫金担当者間で調整が十分でなく、国庫金担当者が管理する整理簿の記載や更新がなされていなかった。

その結果、就学支援金担当者は精算分の最終受け入れを4月末で行うという認識であったが、国庫金担当者は全額受入済みであると認識していたため、担当者間で認識が異なり、未処理のまま見落とされていた。



出納整理期間後

国庫金担当者が官庁会計システムで受入状況を確認した際に、示達額と受入額の差に気づき、県への収入が未済であることが発覚。  
⇒過年度案件となる。

### 再発防止策

○交付決定・額の確定等の事務処理の決裁手続に国庫担当者を加え、年間の動きを随時把握する。(情報の共有)

○国庫金担当者が行う整理簿の確認に加え、官庁会計システムの執行状況照会を活用することとし、随時、国庫金整理簿データと執行状況照会データで確認を行う。(データの突合)

○これらのデータを共有サーバ内にて管理することにより、就学支援金担当者と国庫金担当者の双方向から確認ができるよう事務処理方法を改善。(連携・確認できる体制の構築)

## 事例② 就学支援金担当者の支払事務手続の誤認により、国庫金受入処理を失念したもの(過年度支出案件)

### 【理由・経緯】

過年度支出承認後、就学支援金担当者が支出負担行為決議書の手続のみで受入手続完了と誤認した。また、文科省からの支払計画示達に関する連絡や受入漏れを防止する注意喚起があったが、就学支援金担当者のみの確認に留まり、課内に共有できていなかった。

・就学支援金事業の担当者は一人体制であり、他者によるチェック体制が十分ではなかった。

・担当者着任時において、個別具体的な事務処理の引継ぎがなく、事務処理マニュアル等も存在していない状況であった。



担当者の誤った認識や確認作業が十分に行われておらず、国庫金の受入ができなかった。

### 再発防止策

○事務処理マニュアル、示達状況のチェック表等を作成し、担当者の業務への習熟と後任の業務水準の維持・向上を図る。(マニュアル等の作成)

○文部科学省や都道府県会計課からの通知等は、課内で共有し、適切に処理・確認を行う。(情報の共有)

○就学支援金担当者が定期的(3ヶ月に1度)に、「支出負担行為決議書」と「支出決議書」、「示達額」と「四半期ごとの支払額」との確認作業を実施する。(データの突合)

○担当者と確認者による二重チェックを行う。(確認できる体制の構築)

都道府県費への受入れについては、遺漏なく手続を行っていただくよう、お願いします。

# 高等学校等就学支援金の執行手続について（1/2）

## 1. 過年度処理の状況

・実績報告書の実績額に誤りがあり、過年度返還等が多数生じている。

・学校や都道府県担当者の制度に対する理解不足や事務処理上の誤りを要因とするものも多く、当省会計課より適切な再発防止策を講じるよう厳しく指摘されている。

## 2. 過年度手続の位置付けについて

・過年度支出は、**会計年度独立の原則の例外**であり、法律に根拠がある場合又は国が債務を負っている場合にのみ認められる。

・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第3項には、やむを得ない理由により申請ができなかった場合のみ、遡及して申請可能とされている。

## 3. 変更交付申請の締切後に発生した 所要額の変更について

**過年度手続は例外的な措置であるため、年度内に処理を行う。**

※3月に発生した転退学等も可能な限り年度内に対応

### ○執行の流れ

#### 【原則】

①文部科学省に対し、変更交付決定に間に合うかを確認。

→対応可能な場合：変更交付申請書の再提出。

→対応不可の場合：②について文部科学省で検討

②再度、変更交付決定を行うことが可能か。

→対応可能な場合：変更交付申請書を再度提出の上、個別に変更交付決定を行う。

→対応不可の場合：③について文部科学省で検討

#### 【例外】

③文部科学省に対し、実績報告書に基づく額の確定で対応可能かを確認。

**→上記全ての対応ができなかった場合においてのみ、例外的に過年度手続を行う。**

# 高等学校等就学支援金の執行手続について（2/2）

## 4. 過年度返還等の主な発生事例

### <事例1>

#### ○発生理由

申請書等に記載されている過去の在学期間や履修単位数の誤り、退学時期の把握漏れを理由とするもの

#### ○考えられる再発防止策について

転学の際、転出した学校に対し十分に確認をすれば生じないものであり、申請書等に記載されている過去の在学期間や履修単位数等の誤りがないことを十分に確認する。

### <事例2>

#### ○発生理由

事務処理の誤りや制度の理解不足を理由とするものや、担当者一人のみでの確認等、確認体制が十分に構築できていないために生じるもの

#### ○考えられる再発防止策について

制度の理解不足による誤りや事務処理の誤りが生じないよう、適時の状況の把握や適切に処理されているかを確認する。ただし、その際は複数人で確認することが望ましい。

### <事例3>

#### ○発生理由

保護者等変更の報告漏れにより、支給額の算定誤りを理由とするもの

#### ○考えられる再発防止策について

保護者等に変更があった際、すぐに学校へ報告するよう保護者へ周知を徹底し、年度を越えて発覚することがないようにする。

## 5. 止むを得ず過年度処理が発生した場合の報告について

3. の年度内での対応も不可能であり、例外的に過年度処理に係る報告を行う場合、過年度処理の対象となるか否かの判断が必要となるため、**訂正対象の生徒一人一人の訂正額・訂正理由を必ず記載するとともに、訂正内容に応じた再発防止策を具体的に記載すること。**

なお、学校で生じた事務処理誤り等が原因であっても、**都道府県にて事実確認を行い、誤処理の生じた理由・経緯を把握し、要因を十分に分析した上で、都道府県及び学校において真に効果的な再発防止策を取っていただきたい。**

## その他、就学支援金に係る制度変更等について

- ・高校生等に対する各都道府県独自の修学支援について
- ・行政不服申し立て（審査請求）に係る対応について
- ・成年年齢に達した生徒等に係る就学支援金における取扱いについて
- ・省令改正について



# 高校生等に対する各都道府県独自の修学支援について

# 写

元文科初第1713号  
令和2年3月31日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学長  
各公私立高等専門学校校長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
独立行政法人海技教育機構理事長

文部科学省初等中等教育局長  
丸山洋司



(印影印刷)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令等の一部改正について（通知）

このたび、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第89号。以下「令」という。）」が令和2年3月30日に、また、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省令第11号。以下「規則」という。）」が同月31日に公布されました。

改正の概要については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、城内の市町村教育委員会及び所管の関係学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の関係学校及び学校法人等に対して、各国立大学長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長及び独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その管下の関係学校に対して本政令等の改正の内容について周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

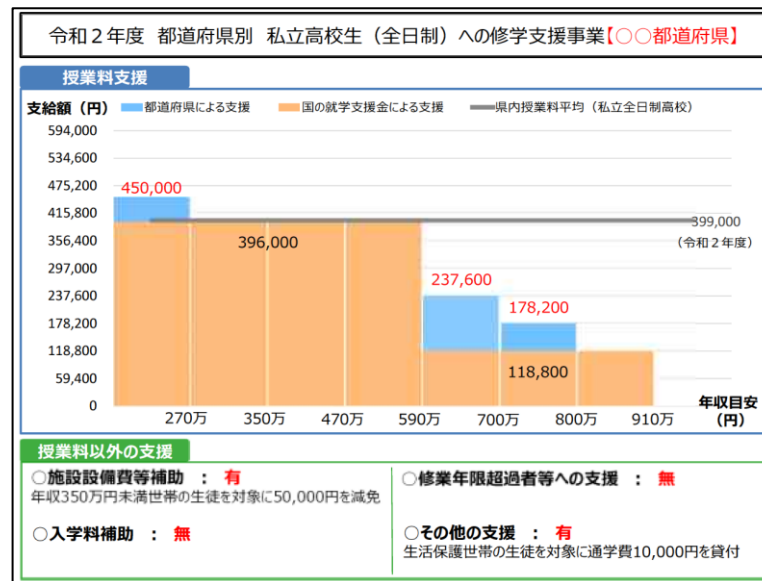
また、下記3.（1）については、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）における令和2年7月以降の事務の円滑な実施のため、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては協力の上、「高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について」（令和元年6月18日付文部科学省高等教育局学生・留学生課事務連絡）の際と同様、各都道府県の市区町村担当課に対して、都道府県内市区町村に対する周知を依頼いただくようお願いいたします。この際、指定都市に対する周知についても遺漏のないよう願います。

### 3. その他

#### （6）高等学校等の生徒等に係る教育費負担の一層の軽減について

各都道府県においては、地域の実状に応じて、高等学校等の生徒等への経済的支援の充実引き続き努められたいこと。また、生徒等や保護者に対する各種支援施策の十分な周知を行うとともに、生徒等や家庭の事情を十分把握した上で、各学校等においてきめ細かに対応していただきたいこと。

このことに関し、平成26年度の制度改正以後実施してきている都道府県別私立高校生への授業料支援制度に係る調査について、今後も各都道府県における支援の状況を把握するために引き続き調査を行い、その結果を公表することを予定していること。



文部科学省>教育>小学校、中学校、高等学校>高校生等への修学支援>関係法令・通知・報告書の「都道府県別私立高校生への修学支援事業に関する調査について」  
令和3年度調査票 (mext.go.jp)

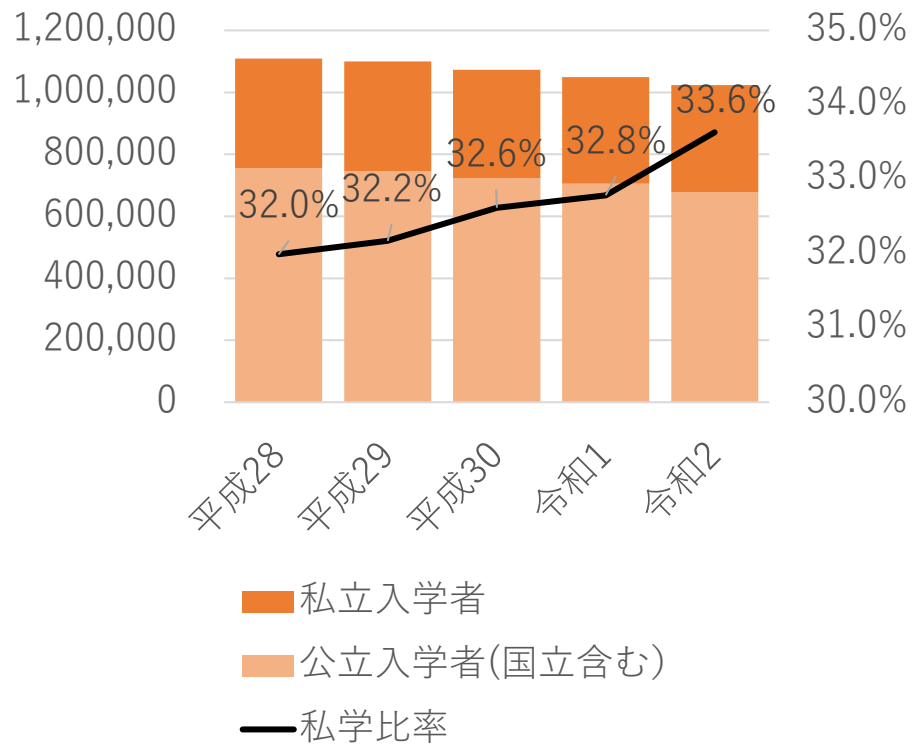


# 令和2年度の高校等就学支援金制度改正の影響

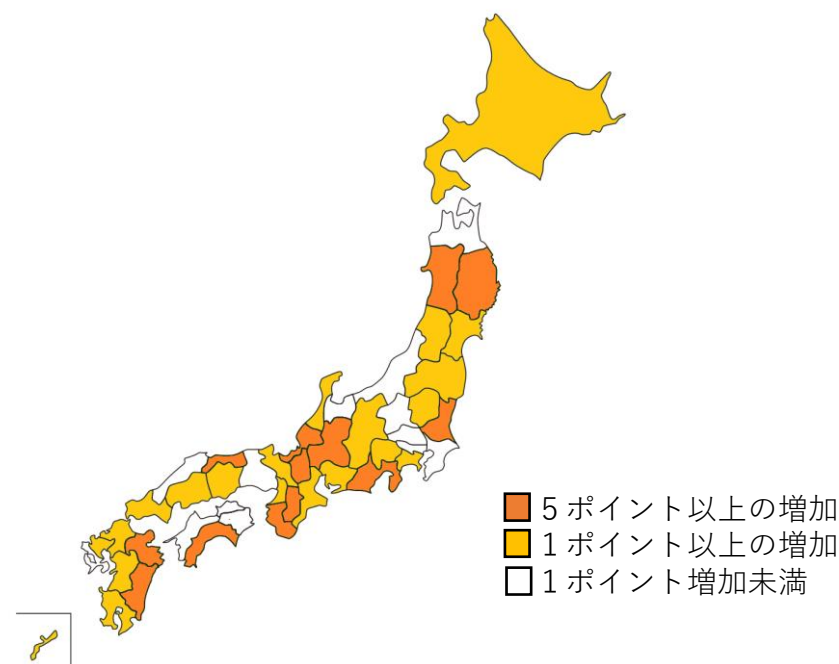
(全体的な傾向)

- 令和2年の公立・私立高校入学者(全日・定時)総数に占める私立高校入学者数の割合は、前年までと異なり大きく上昇しており、中学生の進路選択の幅を広げる効果は確認できる。
- 都道府県別にみると34道府県で私立高校生徒数が1ポイント以上増加。特に岩手県等13県で5ポイント以上増加

## 全国的な私立高校入学者の推移



## 都道府県別私立高校入学者数の増減の状況 (R2入学者数(調整後※) / R1入学者数)



[数値は各年度の学校基本調査(高等学校(全日・定時))から算出した数]

※令和2年私立高校入学者数に、都道府県ごとの令和元年に対する令和2年の高校入学者総数の減少率を除いた数

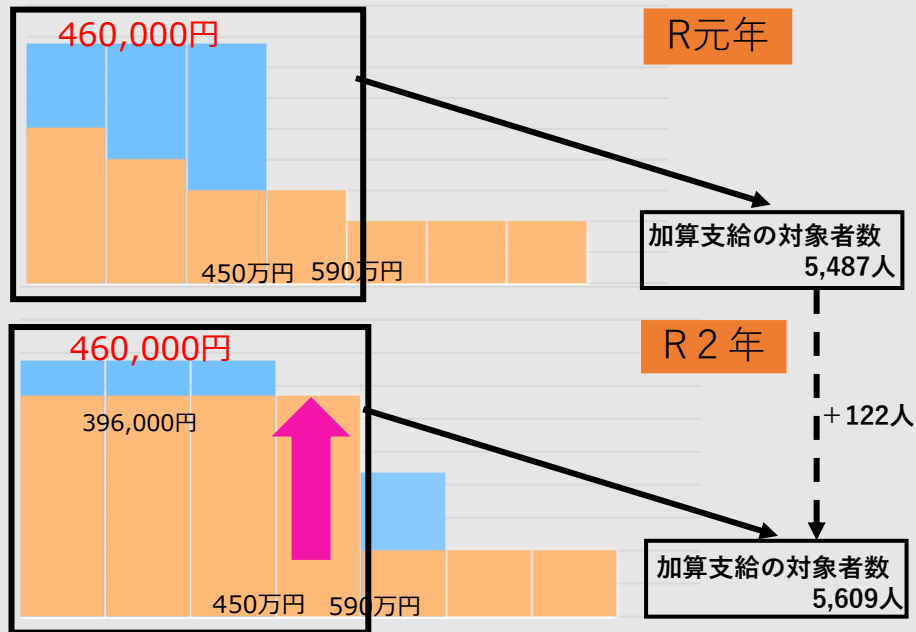
# 独自支援の強化による影響

- 制度改革後の私学進学者数の変化は都道府県ごとに異なる傾向が確認された。
- 特に変化の大きい地方公共団体や、一方で変化の少なかった地方公共団体について確認すると、国の制度と地方公共団体の独自の支援制度が相まって効果に差が生じたと考えられる。

## パターン1

国の制度改革の対象者（年収590万円未満世帯）の私学進学者が増加している県

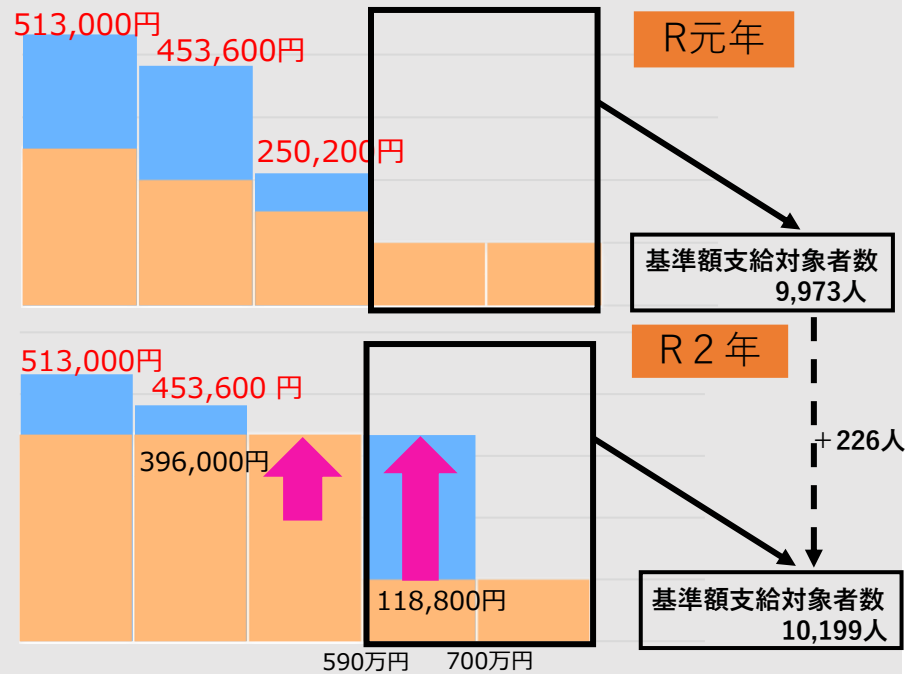
- ・ 継続的に低所得世帯への手厚い独自支援を行っている。
- ・ 年収450～590万未満世帯への支給額が制度改革により大幅に拡充している。



## パターン2

年収590万円以上の世帯の私学進学者が増加している県

- ・ 年収700万程度までの独自支援の追加により、大きく進学者が増加した。



# 行政不服申し立て（審査請求）に係る対応について

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

学校法人 〇〇学園

理事長 〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、〇〇県知事より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県を被告として(訴訟において〇〇都道府県を代表する者は、公立学校については〇〇都道府県教育委員会、私立学校については〇〇都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(ポイント)

審査請求を検討している者（主に生徒等の保護者）は処分に係る事実関係を正確に把握した上で、審査請求を行うかどうかを判断することとなるため、処分庁（就学支援金の支給権者）は受給権者等に対して、その処分の内容や理由について、正確に伝達いただく必要があります。

(参考)

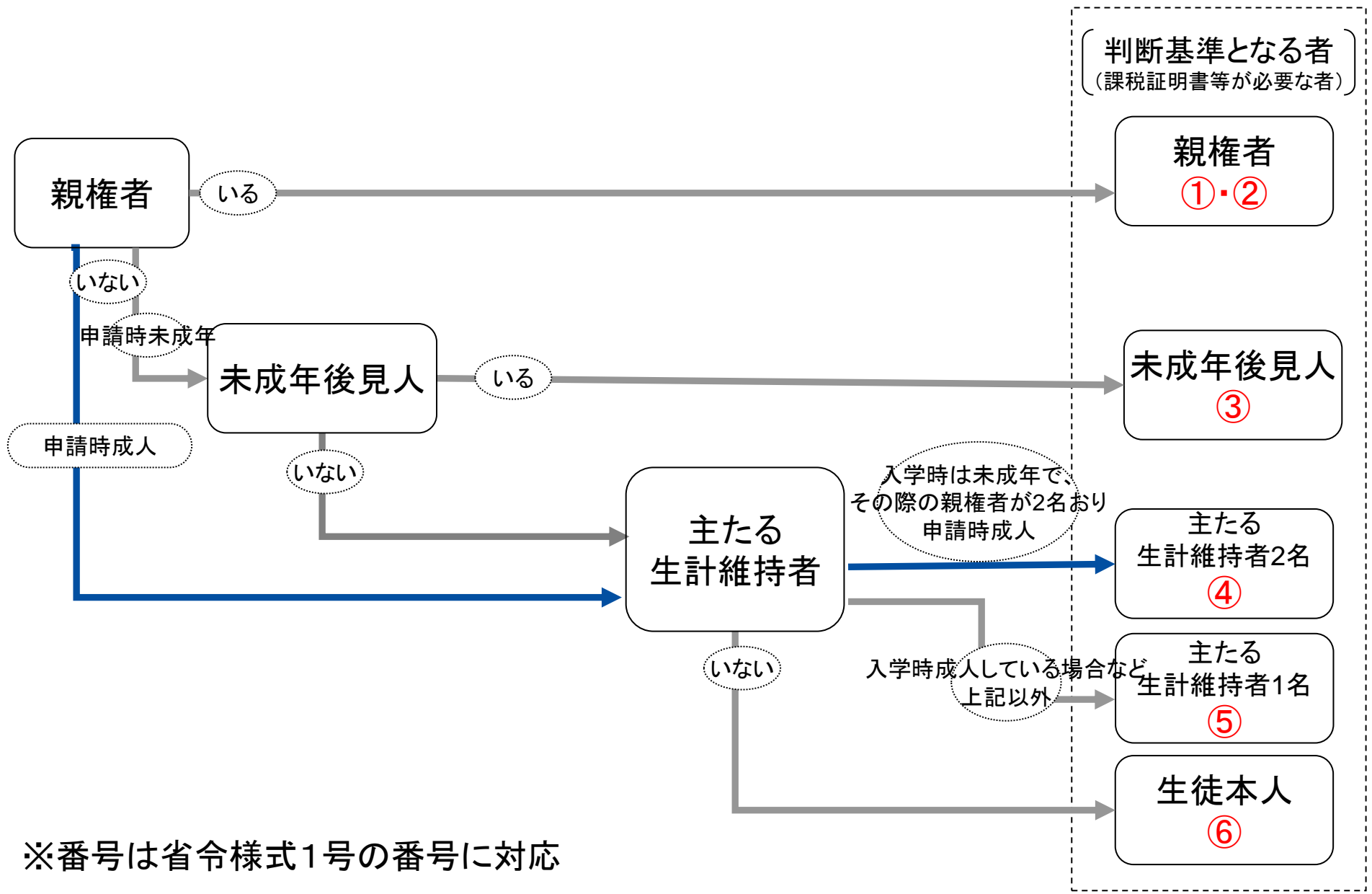
審査請求は以下のような場合に行うことができる。

(1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（許認可の取消し等）に関し不服がある場合  
→処分についての審査請求をすることができる。

※行政の手続きの瑕疵がある場合（計算間違い等）にしか基本的には認められず、制度そのものに対する不服は認められない。

(2) 法令に基づく申請から相当の期間を経過しても、行政庁の不作为（法令に基づく申請に対し何らの処分をもしないこと）がある場合  
→不作为についての審査請求をすることができる。

# 成年年齢に達した生徒等に係る取扱いについて



※番号は省令様式1号の番号に対応

# 省令様式改正について

(ポイント)

## ① 学校等に質問等を行う職員の身分証の弾力化（様式第4号関係）

省令で定める様式第4号を廃止し、質問等を行う職員の身分を示す証明書は、その職員の所属する行政機関が発行する身分証明書とすることとする。

## ② 就学支援金の受給申請に用いる様式の改正（様式第1号関係）

- 1) 申請受付の進捗状況等の連絡をメールで行えるようにするため、様式第1号中に、保護者のメールアドレス欄を設ける。
- 2) 成年年齢引き下げに伴い、高校3年生が在学中に成人し、保護者が親権者ではなくなるケースが多発することを踏まえ、成年に達した生徒に関する注意書きを増やすとともに、親権者以外の就学費用の負担者に関する記載内容を詳細なものとする。

## ③ 「, 」を「、 」とする修正（様式第2・3号関係）

### 様式第4号

様式第4号（第13条関係）

(表面)	
第 号	
高等学校等就学支援金の支給に関する法律第18条第2項の身分証明書	
写真	職名又は官職 氏名 生年月日 年 月 日 年 月 日発行
都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）） にあっては都道府県教育委員会、支給対象高等学校等が国、独立行政法人又は国立大学法人の設置するものである場合にあっては文部科学大臣	

(裏面)	
高等学校等就学支援金の支給に関する法律（抄）	
(報告等)	
第18条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	
2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(罰則)	
第21条 偽りその他の不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、同法による。	
2 第18条第1項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処する。	
3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

### 様式第1号

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名
生徒の生年月日	年	月 日
生徒の住所	〒	都道府県 市区町村
保護者等の電話番号		
保護者等の電子メールアドレス		
生徒が在学する学校の名称		

④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの口にし印を付けてください。）
⑤	<input type="checkbox"/>	ア 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/>	イ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等



# 高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金)等について

初等中等教育局修学支援・教材課



# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和4年度予算額（案） 151億円  
 （前年度予算額 159億円）



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

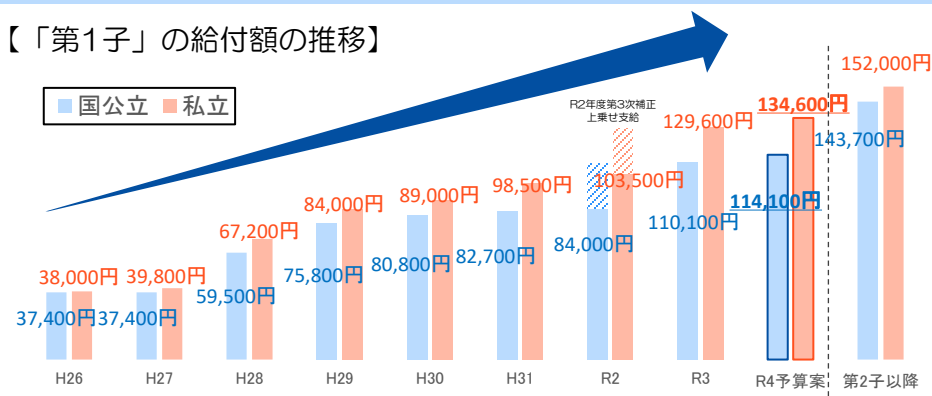
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
  - ※ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）については、急変後の所得の見込により判定
  - ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ 令和4年度予算案
  - ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（国公立+2,000円 私立+3,000円）
  - ・ICT端末の持ち帰り等への対応に伴う通信費相当額の増額（非課税世帯+2,000円）

【令和4年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	110,100円 →114,100円（+4,000円）	129,600円 →134,600円（+5,000円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降 <sup>※</sup> ）	141,700円 →143,700円（+2,000円）	150,000円 →152,000円（+2,000円）
非課税世帯 通信制・専攻科	48,500円 →50,500円（+2,000円）	50,100円 →52,100円（+2,000円）

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象  
校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）  
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施  
主体

都道府県

補助対象  
経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に  
 要する経費

補助  
割合

国 1/3  
 都道府県 2/3

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）についてのお願い

## ① 制度周知について

- 文部科学省では、制度周知リーフレットの作成・配布やホームページの掲載、Twitter等のSNSを活用した周知等を行っています。
- 各都道府県におきましても、引き続き、リーフレット等を活用した制度周知をお願いします。

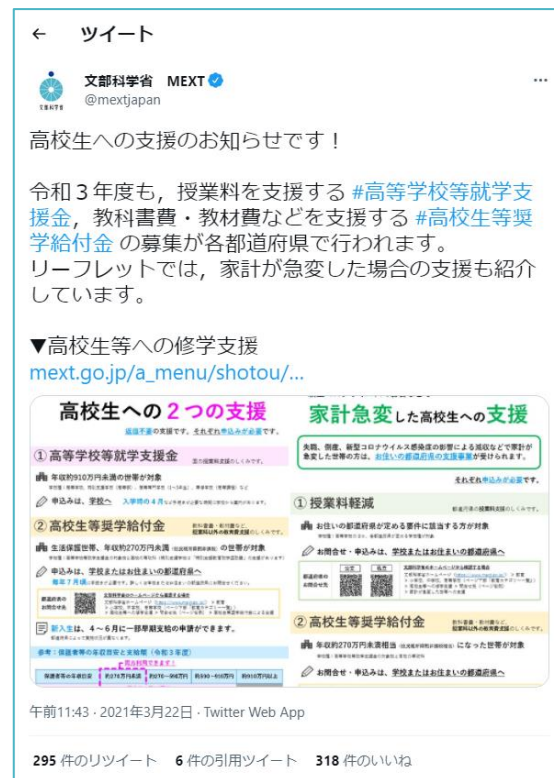
## ② 奨学給付金の学校の代理受領について

- 平成30年会計検査院から、指摘を受けたことを踏まえ、すべての都道府県において、代理受領を制度化していただいたところです。
- 国会でも議決されているので、引き続き、保護者等の負担軽減に配慮しつつ、各学校に対しても代理受領の実施を促す等、御協力をお願いします。

## ③ 過年度処理について

- 今年度の過年度処理において、以下のような事案が見られました。
  - ・生活保護受給世帯に対し、非課税世帯の給付額の支給を行ったもの
  - ・扶養関係により第1子単価の給付が適当である世帯に対し、誤って第2子単価を給付したもの
  - ・概算払いを行った都道府県において、実績報告時に支出済額の記載を誤り、返還命令書記載額の確認も怠ったため、必要のない国庫返還を行ったもの
- 各都道府県におきましては、適切な事務処理を徹底し、十分注意いただくようお願いします。

①



# 高校等で学び直す者に対する修学支援

令和4年度予算額（案） 4億円  
（前年度予算額 4億円）



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

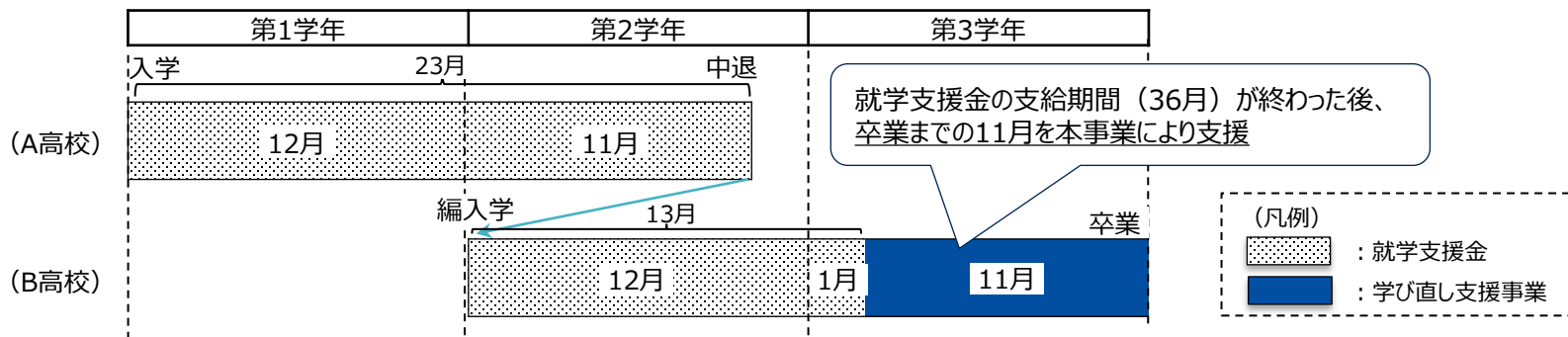
## 目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に118,800円を支給。
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等は297,000円を上限として支給。
- ◆ **令和4年度予算案：早生まれの高校生等に係る判定基準を改善**

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



## 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）  
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）等  
※高等学校等就学支援金と同じ

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 補助対象経費

都道府県が行う学び直し支援事業

※国立高校等は国が事業を実施

## 補助割合

国 10/10

# 公立高校等の家計急変世帯への修学支援

令和4年度予算額（案） 41百万円  
（前年度予算額） 41百万円



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、家計急変により授業料の納付が困難となった世帯の生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

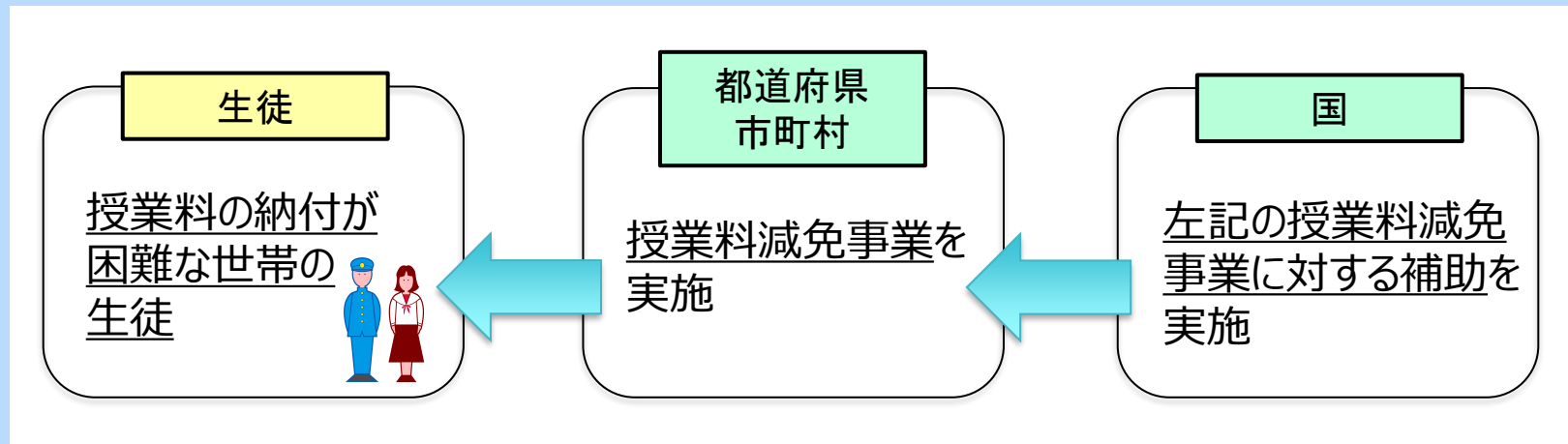


## 目的・目標

○都道府県等が行う公立高校等に係る家計急変世帯への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、公立高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯の生徒に対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合に必要な経費を補助。



## 対象校種

公立の高校等、私立の高等専門学校等（補助率 1 / 2）  
国立の高校等（補助率 10 / 10）

※私立の高校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）は、私立高等学校等経常費助成費補助金により支援。

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 支援期間

家計が急変した日の翌月から収入状況が就学支援金の支給額に反映されるまでの期間

# 高校等専攻科の生徒への修学支援

令和4年度予算額（案） 4億円  
 （前年度予算額） 2億円

※ 授業料以外の教育費は高校生等奨学給付金において別途計上



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

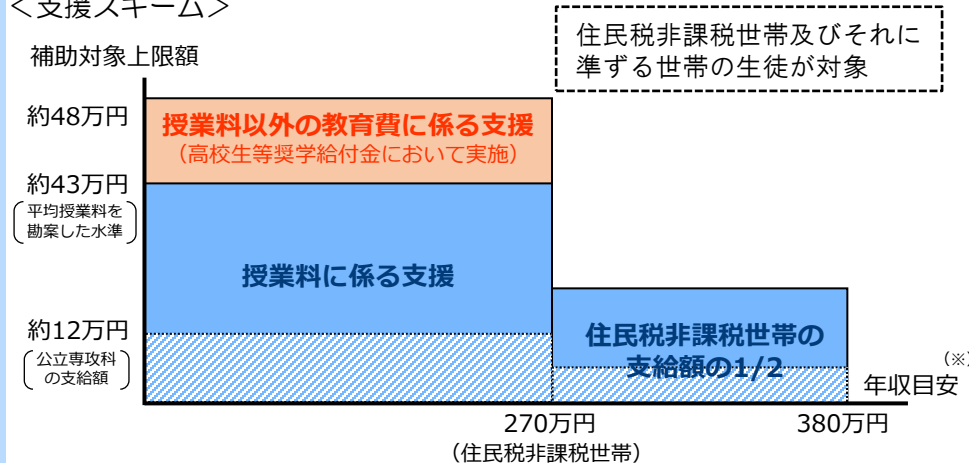
○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対して所要額を補助。

- ◆ 令和4年度予算案
  - ・授業料の支援について、早生まれの高校生等に係る判定基準を改善
  - ・授業料以外の教育費の支援について、ICT端末の持ち帰り等への対応に伴う通信費相当額の増額（+2,000円）

### <支援スキーム>

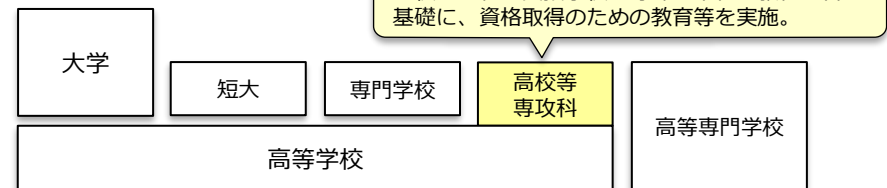


(※) 両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

### <1人当たり補助対象上限額>

	～270万円（住民税非課税世帯）		270～380万円	
	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800円	427,200円	59,400円	213,600円
授業料以外	50,500円 (+2,000円)	52,100円 (+2,000円)	—	—

### <各教育機関の位置づけ>



## 対象校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科  
 ※ 大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校は、就労支援に資する教育課程を含む）を対象とする。

## 実施主体

都道府県

## 補助対象経費

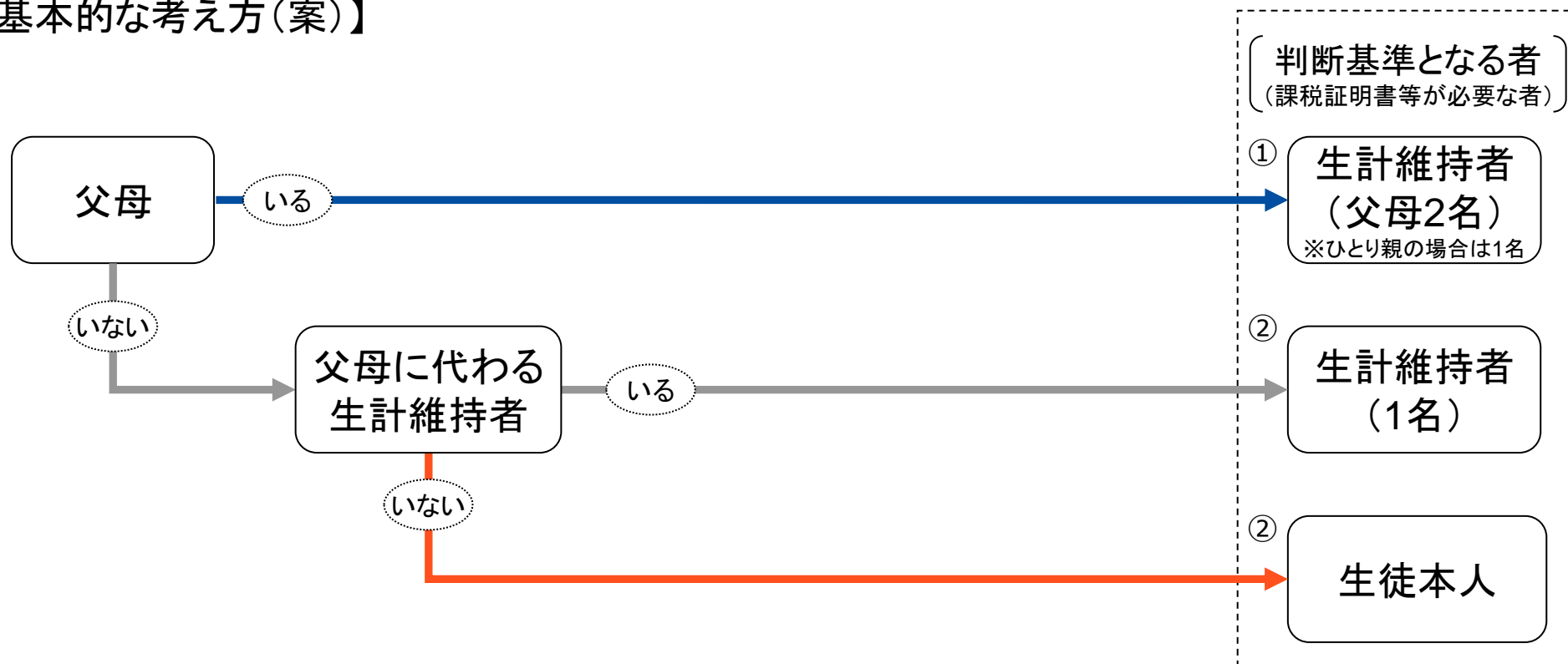
高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

## 補助割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2  
 授業料以外の教育費：国 1/3、都道府県 2/3

# 高校等専攻科の生徒への修学支援における成年年齢引き下げの対応について

## 【基本的な考え方(案)】



○高等教育の修学支援新制度における「生計を維持する者」の定義と同様とする。

- ①父母がいる場合は、父母が生計維持者となる。  
(収入の有無・多寡は問わない。ひとり親の場合は父又は母のみが生計維持者となる。)
- ②父母がいない場合は、父母に代わって生計を維持する者又は生徒本人が生計維持者となる。

※在校生については、経過措置を検討中。また、上記案については、要綱改正等に伴い変更する可能性がある。





# 私立小中学校等における 家計急変世帯への支援について

初等中等教育局修学支援・教材課

## 背景説明

私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。

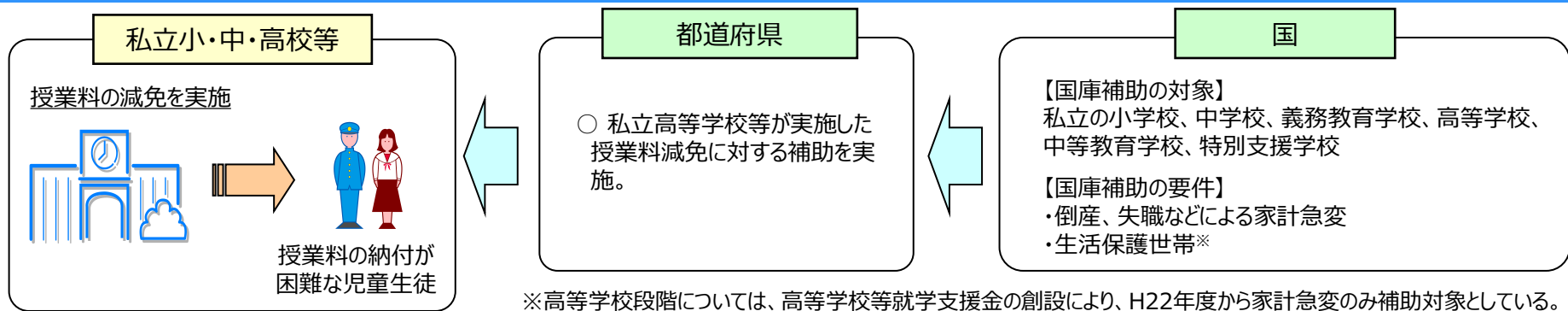


## 目的・目標

私立高等学校等が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して、授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援。

## 事業内容

### 事業スキーム



### 令和4年度予算案

#### ◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援（新規・拡充）：10億円

- 家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで支援を継続。
- 対象者：家計急変後の年収が400万円未満相当 + 資産保有額700万円未満  
※家計急変年度は都道府県の定める要件を満たす世帯
- 支援額：年額33.6万円（上限） ※家計急変年度は都道府県の定める額  
なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2（学校負担なし）

#### ➔入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

#### 【参考】私立小中学校等の経済的支援に関する実証事業（H29～R3年度）

※年収400万円未満の世帯を対象に、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などを調査。

➔ 対象世帯のうち55%が「入学後に家計急変した」と回答。

#### ◆授業料減免事業（継続）：1億円

- 対象者（左記の支援を除く）：
  - ①当該年度に発生した保護者等の失職、倒産などの経済的理由から授業料の納付が困難となった生徒（高等学校段階の生徒に限る）
  - ②生活保護世帯の児童生徒（高等学校段階の生徒は除く）
- 支援額：学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内

※東日本大震災を起因する事情により授業料の納付が困難となった義務教育段階の児童生徒（令和2年度までに当該学校に入学した児童生徒に限る）を含む。

# 私立小中学校等における家計急変世帯への支援における所得確認の例について

○既に、都道府県ごとに家計急変世帯に対する授業料減免事業を実施している現状を考慮し、具体的な所得の確認方法を国では定めず、各都道府県の実情に応じて定めることとする。

➔ **新たに制度を創設する都道府県があることを考慮し、参考として所得確認方法の例を示す。**

## 【所得確認方法の例】

### ◆ 確認対象者

保護者等（原則として、学校教育法第16条に規定する保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒の生計を維持している者）

### ◆ 確認書類

①家計急変の発生事由を証明する書類

（例：離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など）

②家計急変後の収入を証明する書類

（例：課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）

③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類

（例：健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）

### ◆ 家計急変事由の確認

当該学校への入学後に、保護者等が死亡、事故、病気、失職、倒産、離婚、被災等の事由が生じていることを確認する。

### ◆ 収入基準の確認

家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	3,953,847円未満	4,000,000円未満	4,546,154円未満	5,092,308円未満	5,638,462円未満

※父母のどちらか一方が働き、4人以上世帯については、私立小中学校に通う児童生徒本人のほか、高校に通う兄弟姉妹がいるものとして推計した場合の例。

### ◆ 資産基準の確認

現金、預貯金、有価証券等の資産額を確認対象とし、土地建物等の不動産、住宅ローン等の負債は勘案しない。

資産基準の確認は自己申告とする。

# 義務教育段階の就学援助について

令和 4 年 1 月  
初等中等教育局修学支援・教材課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 義務教育段階の就学援助（概要）

## 1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

## 2 就学援助の対象者

- ① **要保護者**……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【令和2年度 約10万人】
- ② **準要保護者**……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【令和2年度 約123万人】

## 3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】 令和4年度予算額（案） 6億円（前年度予算額 6億円）

- ① **補助の概要**：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ② **補助対象費目**：学用品費／体育実技用具費／卒業アルバム代等／オンライン学習通信費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③ **国庫補助率**：1／2（予算の範囲内で補助）
- ④ **令和4年度予算額（案）**

### ・「オンライン学習通信費」の単価引き上げ

小学校：12,000円 → 14,000円（+2,000円） 中学校：12,000円 → 14,000円（+2,000円）

### ・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ

小学校：51,060円 → 54,060円（+3,000円）



## 4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

# 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和4年度予算額（案） 57百万円  
（前年度予算額 172百万円）



## 背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



## 目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



## 事業内容

- 大規模災害（**令和2年7月豪雨**）により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**一部（2/3）を国庫で支援**する。

### 就学援助事業【小・中学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった児童生徒
- （対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等  
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- （対象者） 被災により就学等が困難となった児童生徒
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 奨学金事業【高等学校】

- （対象者） 被災により就学困難となった生徒
- （対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

### 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- （対象者） 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
  - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
  - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- （対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- （対象者） 被災により就学困難となった幼児児童生徒  
（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
- （対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
- （対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等





# 被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和4年度予算額（案）939百万円 【東日本大震災復興特別会計】  
（前年度予算額 1,489百万円）



文部科学省

## 背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



## 事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）

- （1）**地震・津波被災地域** … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- （2）**原子力災害被災地域** … 就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

## <地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>

### 就学援助事業【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒  
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業

（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等  
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



## <原子力災害被災地域のみ>

### 奨学金事業【高等学校】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった生徒  
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業  
（返還免除） 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

### 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

（対象者） 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒  
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

（対象者） 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒  
（原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む）  
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業  
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



### 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

（対象者） 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上  
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上  
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業  
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

## 背景

### 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

#### ④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、2021年（令和3年）夏までに標準仕様書を作成する。

### 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）

データ要件・連携要件の内容と各制度関係府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度関係府省庁は、相互に連携を図る。（略）

地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンズオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

## 就学事務の概要

### 就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。

### 学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学校の指定などの事務（就学事務）を行っている。

## 事業概要

就学事務（学齢簿編製・就学援助）における業務プロセスや情報システム整備の実態を調査し、令和3年度に就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステム標準仕様書を作成した。

令和4年度は、デジタル庁が業務横断的に策定する「データ要件・連携要件」や、（標準化対象17業務のうち）生活保護をはじめとする第2グループの作業内容及び当該業務の制度改正等を踏まえ、標準仕様書の改定を行う。

文部科学省

委託

1～2 機関

民間企業等

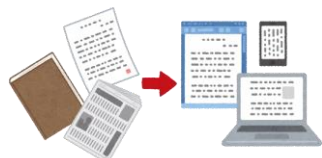
標準仕様書改定

- 主要論点の整理（データ要件・連携要件、他業務の標準仕様書を踏まえた修正）
  - ワーキングチーム・検討会による協議（機能要件、帳票要件）
  - 全国意見照会の実施
  - 機能要件・帳票要件の見直し
  - 標準仕様書の修正・調整
- 等



### <スケジュール>

2021年度	2022年度	2023～2025年度
第1G仕様書策定 （介護・障害者福祉、就学、地方税）	第2G仕様書、データ・連携要件、制度改正等を踏まえた仕様書改定 データ要件・連携要件の策定	標準準拠システムへの移行 （地方公共団体は「（仮称）Gov-Cloud」を活用し、標準準拠システムを利用）
第2G仕様書策定 （国民健康保険・国民年金、生活保護・健康管理・児童扶養手当、子ども・子育て支援 等）	制度改正等を踏まえたデータ要件・連携要件の更新	



委託先

民間企業等

箇所数・期間

1～2 機関、1年

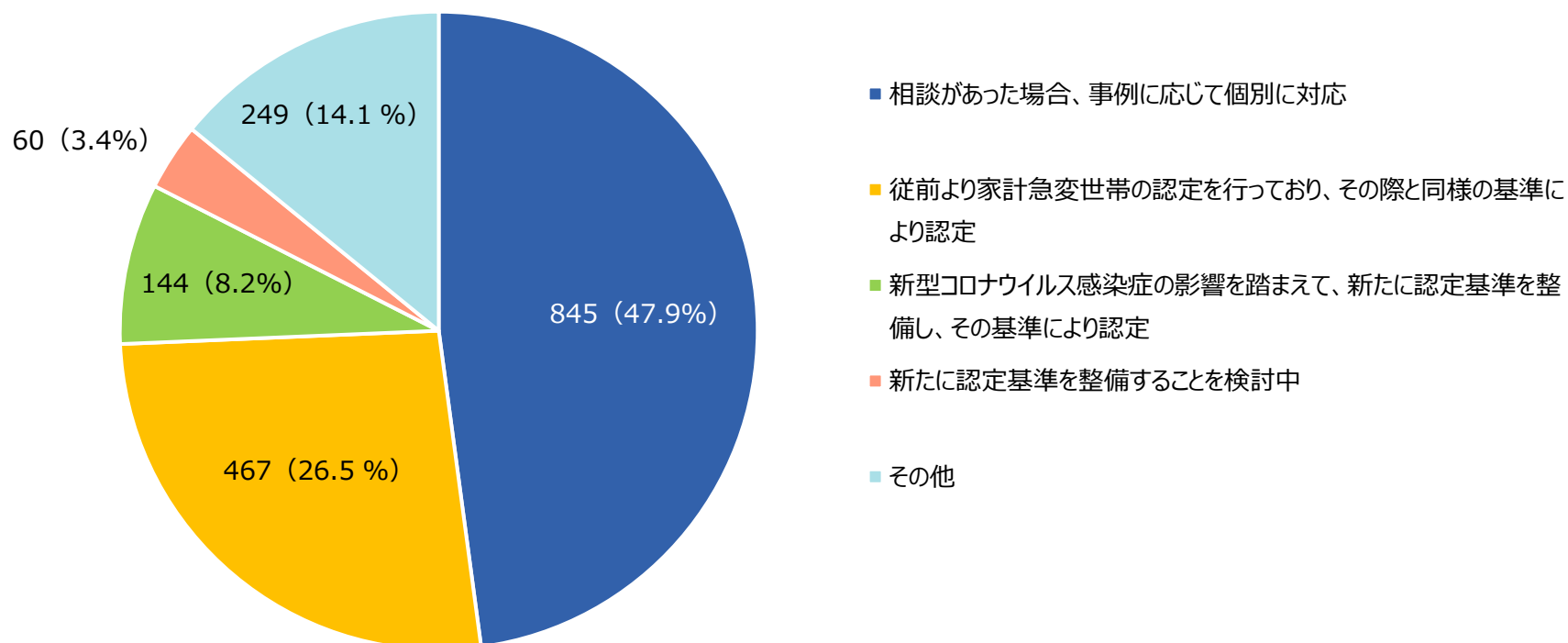
委託対象経費

標準仕様書作成に必要な経費（謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等）

# 今後の標準仕様の策定スケジュール

2020年度			2021年度									2022年度									
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
○住民記録システム			2.0版作成				住民記録・1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				1G・2Gとのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し			自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様の改定					
○第1グループ：介護、障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自）																					
5 標準仕様の案作成				6-1 自治体意見照会		6-2 関係ベンダ意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定		1Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				第2Gのデータ要件・連携要件の標準案との調整等に伴う見直し				自治体・関係ベンダ意見照会		標準仕様（各省検討事項）の改定	
○第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援																					
1-1 検討会・WGの設置準備（人選・依頼）							1-2 検討会・WGの開催														
2-1 主要論点照会(関係ベンダ)			2-3 主要論点整理				2-4 主要論点検討				5 標準仕様（各省検討事項）の案の作成				6-1 自治体意見照会		7 標準仕様（各省検討事項）の決定				
2-2 主要論点照会(自治体)			3 業務フロー（BPMN）作成				4 機能要件の検討				5-1 主要論点検討で決定した事項を、「業務フロー」「機能要件」に反映				6-2 関係ベンダ意見照会						
5-2 自治体の規模による差も検討・調整																					
○データ要件・連携要件の標準																					
課題整理 アウトプットイメージの作成				住民記録システムの案の作成				第1Gの案の作成				第2Gの案の作成				案の自治体・関係ベンダ意見照会			標準仕様の決定		

- 家計急変世帯の認定について、「従前より家計急変世帯の認定を行っておりその際と同様の基準により認定」、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて新たに認定基準を整備し、その基準により認定」、「相談があった場合、事例に応じて個別に対応」と回答したのは1,456 市町村 (82.5%)。



※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

※ 「その他」としては、他制度の給付金による支援を行っている場合や、対象者がいない場合など。



# 新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取り扱い及び周知について（周知）



文部科学省

事務連絡  
令和2年4月6日

別添

各都道府県教育委員会  
要保護児童生徒援助費補助金事務担当者 殿

文部科学省初等中等教育局  
修学支援プロジェクトチーム

## 新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱い及び周知について（周知）

文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症に係る現下の状況に鑑み、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付）を发出し、就学援助の対象者の認定や援助の実施についての配慮をお願いしたところですが、新学期にあたって改めて周知いたします。

毎年度、要保護児童生徒援助費補助金の事務処理通知において、転入学又は災害等により、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮することをお願いしてきたところであり、多くの市町村において、特別な事情がある場合、通常は前年の収入により判定している所得基準について、申請時の収入の状況で判断するなどの柔軟な対応を行っていただいています。

各都道府県教育委員会におかれましては、就学援助の柔軟な対応について改めて域内の市町村教育委員会に周知いただき、既に上記のような対応を行っている市町村については、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した者に対しても同様の対応をいただくとともに、これまで対応を行っていなかった市町村については、現下の状況に鑑みた柔軟な対応を促していただくようお願いいたします。

また、就学援助の制度自体を知らないために申請ができないという事態を避け、より多くの家庭に本制度を利用してもらうために、保護者への情報提供に努めるようお願いいたします。

### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局  
修学支援プロジェクトチーム就学支援係 西村・緒形  
電話番号：03-5253-4111（内線4671）

「令和元年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）」（抜粋）  
（令和元年8月30日付、元文科初第657号）

### 就学援助の適切な実施について

- （1） 経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対する市町村の就学援助は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し実施すべきものであることに鑑み、市町村の教育委員会は、この制度の趣旨の徹底を図るとともに、保護者に対しては、広報等を通じ、この制度の趣旨及び申請手続について、周知徹底を図ること。  
また、校長のほか、スクールソーシャルワーカーの活用や、必要に応じて福祉事務所の長や民生委員、自立相談支援機関の相談支援員等との連携により、援助の実施漏れがないようにすること。
- （5） 転入学又は災害等により、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（抜粋）  
（令和2年3月24日付、元文科初第1780号）

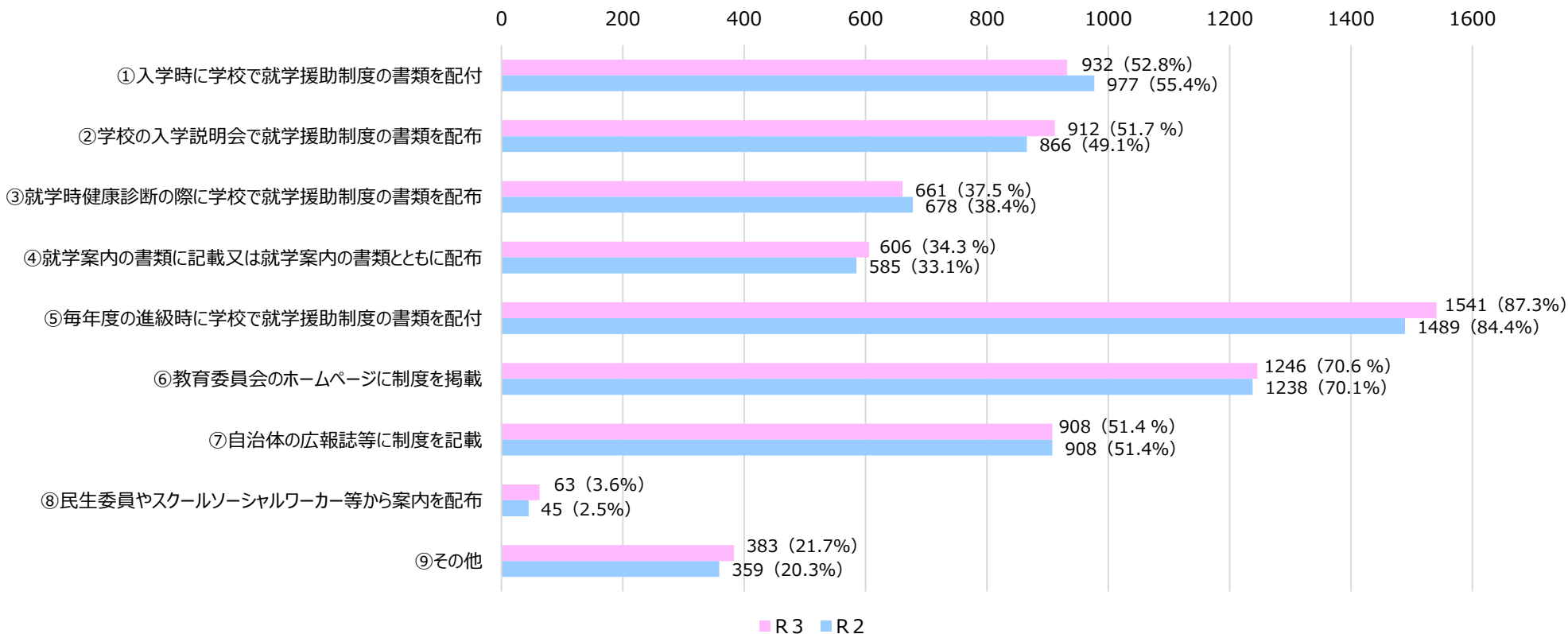
- （3） 就学援助等に関すること  
入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、以下の点に配慮すること。
  - ・家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。
  - ・なお、必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

子供の貧困に  
関する指標

入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合

**1,431 / 1,765市町村 81.1% (対前年度 + 2.4ポイント)**

○ 就学援助制度の周知について、入学時や就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布する市町村は減少したが、学校の入学説明会や就学案内とともに書類を配布する市町村が増加している。



※ 複数回答可。

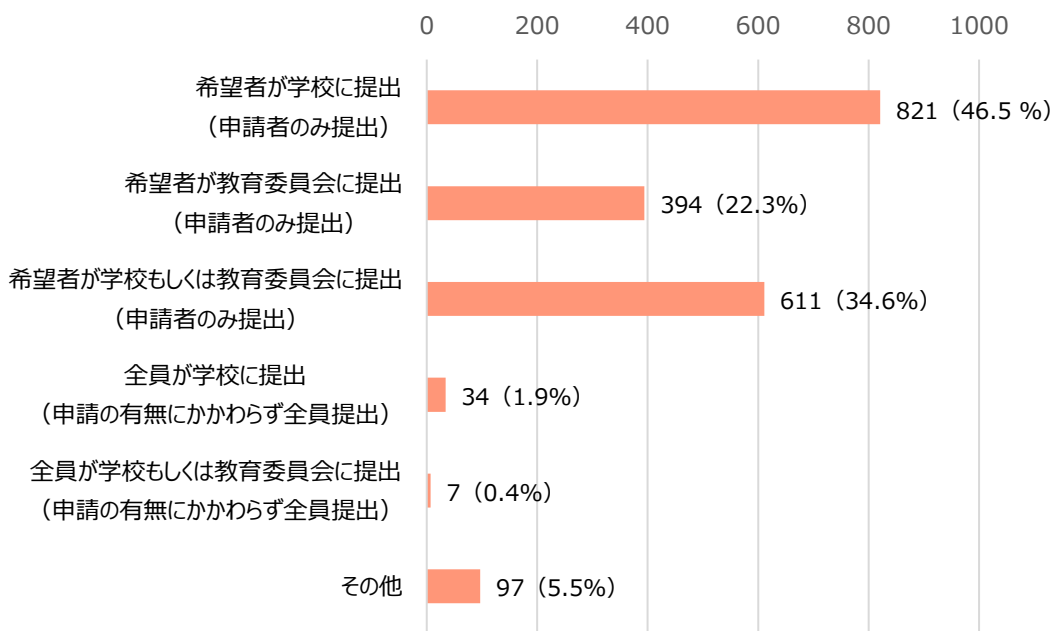
※ 「入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合」は⑤かつ①、②、③、④のいずれか1つ以上を回答した市町村の割合としている。

※ 「その他」としては、教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を郵送している場合や、域内の幼稚園や保育所で案内を掲示している場合などがある。



## 申請書の提出方法

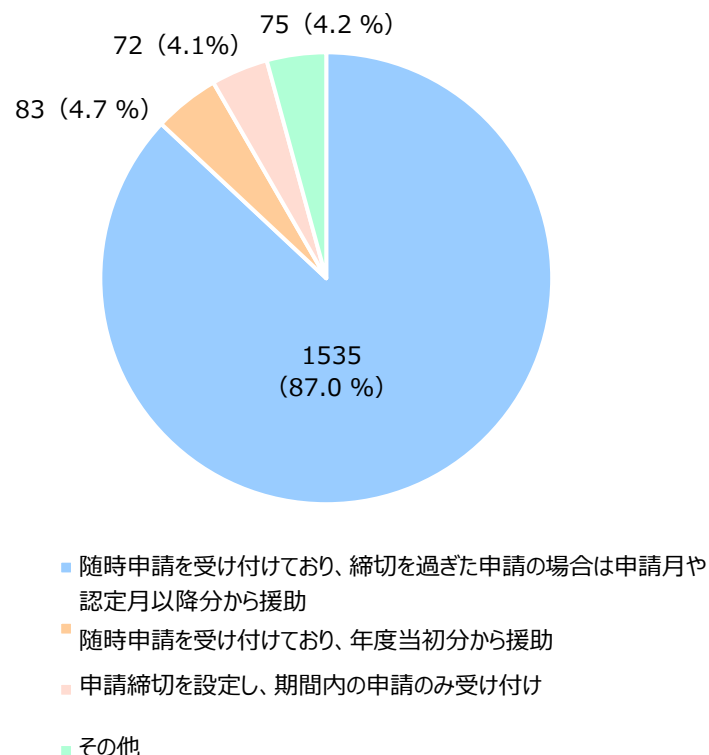
- 「希望者が学校に提出（申請者のみ提出）」と回答した割合が46.5%（821市町村）と最も高い。
- 申請の有無に関わらず、全員に申請書の提出を求めて申請希望の有無について確認している自治体もある。



- ※ 回答市町村数 1,765市町村。
- ※ 複数回答可。
- ※ 「その他」としては、「新入学児童学用品費等の対象者のうち小学校の入学前支給を希望する者のみ教育委員会に提出」などがある。

## 申請期間

- 就学援助制度の申請期間について、「随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助」と回答した割合が87.0%（1,535市町村）と最も高い。



- ※ 回答市町村数 1,765市町村。
- ※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない
- ※ 「その他」としては、各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助している例などがある。

## 小学校

## 中学校

### 子供の貧困に関する指標

#### ●「令和3年度入学者に実施済み」と回答

1,477 / 1,765市町村 83.7%

(対前年度 +1.4ポイント)

#### ●「令和3年度入学者に実施済み」と回答

1,502 / 1,765市町村 85.1%

(対前年度 +1.3ポイント)

#### ●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答

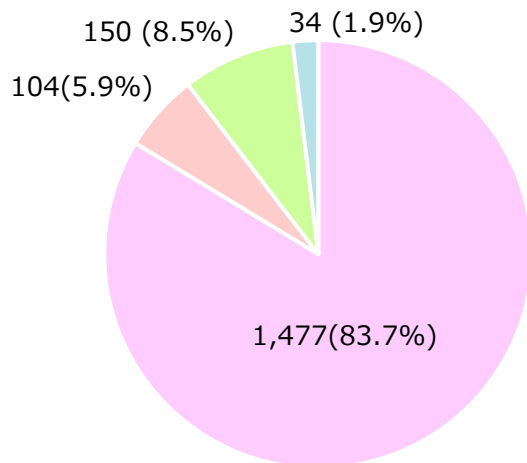
104 / 1,765市町村 5.9%

#### ●「入学前支給を行っていないが、現在検討はしている」と回答

90 / 1,765市町村 5.1%

#### 内訳

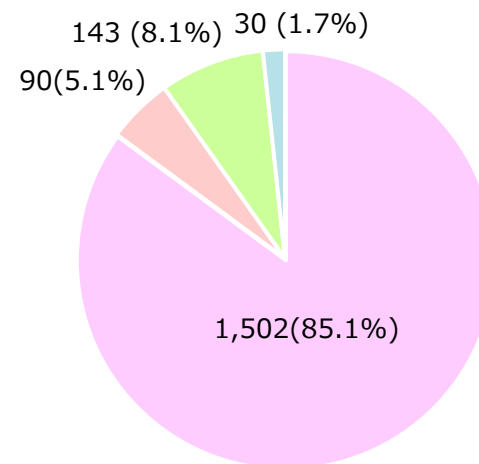
- 令和4年度新入学者から実施予定：24市町村
- 令和5年度新入学者以降の実施予定：15市町村
- 未定：65市町村



- 入学前支給を行っている
- 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている
- 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない
- その他

#### 内訳

- 令和4年度新入学者から実施予定：21市町村
- 令和5年度新入学者以降から実施予定：13市町村
- 未定：56市町村



※ 回答市町村数 1,765市町村。

※ 構成比はそれぞれ小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

※ 「その他」としては、学用品費や修学旅行費を無償化している場合や、要保護・準要保護者がいない場合などがある。

なお、小中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置すること。

**ウ 校外活動費（宿泊を伴わないもの。以下同じ。）**

a 補助の対象となる校外活動費については、交付要綱にその補助の範囲が定められているので留意すること。

なお、学校内で行われる運動会、学芸会等の学校行事に必要な経費及び学校外の活動であっても学校行事に含まれないものは、校外活動費の補助対象とはならないこと。

ただし、学校行事として行う芸術鑑賞は、学校内で行われる場合も対象となるので留意すること。

b 市町村教育委員会は、補助対象となった校外活動費について学校ごとに行き先、日時、参加者数、経費及びその内訳を明らかにしておくこと。

**エ 校外活動費（宿泊を伴うもの。以下同じ。）**

a 補助の対象となる校外活動費については、交付要綱にその補助の範囲が定められているので留意すること。

なお、補助の対象となる校外活動費は学校行事として実施されるものであり、学年を通じて1回を限度とすること。

b 市町村教育委員会は、補助対象となった校外活動費について学校ごとに行き先、日時、参加者数、経費及びその内訳を明らかにしておくこと。

**オ 体育実技用具費**

a 補助の対象となる体育実技用具費については、交付要綱にその範囲が定められているので留意すること。

b 体育実技用具のレンタルに係る費用のうち、児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費は補助の対象となること。

c なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、体育実技用具費の補助対象とはならず、一般の学用品費の補助対象となること。

**カ 新入学児童生徒学用品費等**

a 補助の対象となる新入学児童生徒学用品費等は、新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）であること。

b 新入学児童生徒学用品費等については、児童生徒が入学時期の前後に自治体に転入又は転出をした場合、転出元の自治体で支給済みであれば、支給しないこととする旨の規定を設けたり、支給後に転出した者については、転入先の自治体に支給済みの旨を連絡するなど、二重支給とならないよう努めること。

c 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施していない自治体については、実施に向けた検討を行うこと。

d 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施に当たっては、認定時の年齢によって取扱いに差が生じないように配慮を行うこと。

**キ 修学旅行費**

a 補助の対象となる修学旅行費は、交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料金であること。

b 交通費には、空港使用料、燃油サーチャージ料、航空保険特別料金等に係る経費が含まれること。

c 宿泊費には、次に掲げるものが含まれること。

- ・ 宿泊に当たり旅館等から一定の割合で請求される奉仕料
- ・ 宿泊に当たり旅館等から提供される食事に要する経費（補食、おやつ代を除く。）
- ・ 船中宿泊に当たり児童生徒全員が利用することとなる毛布等の寝具の借料

- 平成30年10月から段階的に実施された生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度（準要保護者）に生じる影響及び対応について調査を実施。
- その結果として、準要保護の認定にあたり「生活保護基準見直しの影響が生じない（※1）」又は「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行っている（※2）」と回答したのは1,670市町村（94.6%）。
- 一方、「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応予定なし」と回答したのは97市町村（5.4%）。

生活保護基準見直しに伴う影響及び対応	市町村数
①生活保護基準の見直しの影響が生じない（※1）	1,536 (87.0%)
②生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行っている（※2）	134 (7.6%)
③生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応していない	95 (5.4%)

※ 回答市町村数 1,765 市町村。

※1 ①準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いていないと回答した自治体、②準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしている自治体のうち、平成30年10月の見直し後の生活保護基準を平成30年10月以降、今年度の準要保護の認定基準として反映させないと回答した市町村、③準要保護者がいない、生活保護基準見直しに伴う影響を受ける所得層の準要保護者がいないため対応なしと回答した市町村。

※2 見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定するなどの対応。

3文科初第709号  
令和3年7月20日

北海道教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
瀧 本 寛

令和3年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）

要保護児童生徒等への就学援助については、平素より格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記補助金の事務処理について、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」等のほか、下記のとおり留意事項を取りまとめましたので、遺漏のないようお取り扱い願います。

文部科学省においては、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）に基づき、市町村が行う就学援助の適切な運用及びきめ細やかな広報など就学援助の充実を図ることを目的とし、就学援助の実施状況等について定期的な調査を実施するとともに、『就学援助ポータルサイト』において、要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助制度の周知方法、準要保護の認定基準等を公表しております。

各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会に対し、援助の必要な児童生徒の保護者に対して漏れなく就学援助が実施されるよう、調査結果を参考に、できるだけ多くの広報手段等を活用するなど、就学援助の趣旨及び申請手続に係る周知の徹底について、御指導願います。

また、平成29年度より、小学校等についても、就学予定者に対する「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給分を国庫補助の対象としておりますので、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村教育委員会に対し、入学前支給の実施について、検討を促していただくよう、願います。これに加え、昨年6月の要綱改正において、「オンライン学習通信費」を新たに補助対象費目として追加しておりますので、併せて周知願います。

準要保護者に係る就学援助費については、所要の事業費が地方財政計画に計上され地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されております。このことに鑑み、各市町村教育委員会において、予算の確保等、当該事業が適切に実施されるよう併せて御指導願います。

なお、平成30年10月から段階的に実施された生活保護基準見直しに伴う対応として、従来より要保護者として就学援助を受けていた者については、令和3年度においても引き続き国による補助の対象とします。地方自治体で独自に実施されている準要保護者に対する就学援助についても、この政府の対応方針等の趣旨を御理解いただき、適切に御判断・御対応いただくよう、域内の市町村に対し周知願います。